

## 双葉町住民説明会 住民の皆さまから寄せられた主なご意見

### 【政府の方針に関するご意見】

(問)これまで帰還の有無にかかわらず面的に除染を実施してもらえた一方で、今回の制度は、希望しないと対象とならない。拠点内外で不公平が生じている。

(答)<国回答>未だ、13年にも渡り避難生活の継続により、多大なる御不便をおかけしておりますこと、改めてお詫び申し上げます。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域外については、いまだに避難指示が継続するなか、元居た場所で生活を再開したいとの住民の皆様からのお声を踏まえ、まずは 2020 年代をかけて、帰還意向のある住民の皆様全員が帰還できるよう、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うという方針を令和3年に決定しました。この方針を踏まえ、令和5年に福島復興再生特別措置法を改正し、「特定帰還居住区域」制度を創設したところです。

まずはこの制度をもとに、ご意向のある方にご帰還いただけるよう、避難指示解除に向けた取組を進めてまいります。

(問)2020 年代をかけて帰還意向のある人の除染を進めるということだが、長い年月をかけても将来的に帰還困難区域をすべて除染するべき。決して投げ出さないで取り組んでほしい。

(答)<国回答>将来的に、帰還困難区域の全てを避難指示解除するという決意に搖らぎはありません。そのため、まずは「特定帰還居住区域」制度を踏まえ、帰還意向のある住民の皆様が、1日でも早くご帰還いただけるよう、避難指示解除に向けた取組を進めてまいります。

そのうえで、残された土地・家屋等の扱いについても、引き続き町と協議を重ねつつ検討を進め、将来的な全域解除に向け、責任を持って取り組んでまいります。

(問)田んぼ、畑、山は生活圏の一部であるため、区域として除染すべきではないか。

(答)区域については、町として、帰還意向調査の結果や政府の考え方に基づき、帰還意向のある住民の皆様の御自宅や道路などを中心に、日常生活を営むために必要と考えられる範囲を設定しております。この際、農地や山林についても、宅地に近接するような箇所については、生活圏として区域に含め、除染、避難指示解除に向けて取り組む方針です。

一方で、今般、区域に含めることができず、除染、避難指示解除とならない、ご自宅から離れた農地や山林、残される土地等についても、引き続き国と協議を重ね、その対応について検討を進めてまいります。

### 【帰還意向調査に関するご意見】

(問)複数のアンケートが並行して行われており、分かりにくい。また、高齢者では文書の

確認・作業・返送の対応も難しい場合もある。改めて、なるべく多くの方が回答出来るようやり方を工夫してほしい。

(答) 帰還意向調査について、双葉町と復興庁の共同で実施しているアンケートなどの実施時期と重なってしまったこと、お詫び申し上げます。

頂いた意見を踏まえ、今後、きちんと対象の皆様に趣旨が伝わるよう、なるべく分かりやすく伝達するとともに、丁寧にご意向を把握できるよう努めてまいります。

(問) 今後新たに帰還希望者が出てきた場合は追加されるのか。帰還するか迷っている方など、返事がまだ届いていない方にはアプローチするなどしてほしい。

(答) 帰還意向調査は複数回実施する方針であり、この際、帰還のご意向が増えた場合は、帰還される方のご自宅とその周辺が区域に含まれるよう、必要に応じ、計画を変更し、区域を広げていく予定です。

今回の調査で回答いただいている方についても、引き続き丁寧にご意向を把握していきます。

#### 【スケジュールに関するご意見】

(問) 除染・解体の開始時期や、避難指示解除に向けた工程を示すべきではないか。いつ解除されるか見通しを立ててしっかりと説明するべき。

(答) 除染やインフラ整備の進捗によるところがあるため、現段階で避難指示解除に向けた具体的なスケジュール感を申し上げることは困難ですが、1日でも早く帰還いただけるよう取り組んでいきます。

なお、避難指示解除の時期については、可能な限り早めにお示しできるよう関係者で調整を進めてまいります。

(問) 除染・解体はいつからやってもらえるのか。一日でも早く実施して避難指示を解除してほしい。

(答) まずは説明会で頂いたご意見も踏まえながら、なるべく早く特定帰還居住区域復興再生計画の認定を目指したいと考えております。そのうえで、令和6年度から除染に着手出来るよう取組を進めていきます。なお、解体については、計画の認定以降、解体申請に係る窓口を環境省にて設置予定ですので、改めてご案内させていただきます。

#### 【除染に関するご意見】

(問) 山林や川の上流まで除染しないと、放射性物質が流れてきて再汚染されるという不安がある。営農についても、山からひいた水を使うこととなる。全面的に除染をしていただきたい。

(答) <国回答> 帰還意向のある住民の方々が帰還して安心・安全に居住できるよう、「特定帰還居住区域」として設定された範囲について、除染を進めています。

除染に際しては、区域についてしっかりと線量の低減を図るとともに、除染後も線量の

モニタリングを行い、万が一、再度放射線量が上昇する等の状況が確認されがあれば、フォローアップ除染等必要な対応をしてまいります。

(問)山林の除染はどのように進めるのか。除染を行い線量は下げられるのか。

(答)<国回答>山林の除染は、隣接する宅地等における放射線量を低減する観点で、拠点区域など、これまでの除染において、林縁から 20m 程度を目安に実施させていただいているものです。

今般の山林の除染に当たっても、土砂災害や土砂流出のリスクや、森林機能の損失の恐れがあることから、まずはこれまでの取組と同様の対応を進めさせて頂きます。なお、除染した箇所において、必要な場合には森林から宅地等への土砂流出防止措置を講じる等、これまでに得られた知見も踏まえて線量低減を図ってまいります。また、線量をモニタリングし、万が一、再度放射線量が上昇する等の状況が確認されがあれば、フォローアップ除染等必要な対応を致します。

(問)除染によって、年間 20mSv 以下に限ることなく、なるべく線量低減を図っていたいだきたい。

(答)<国回答>年間 20mSv は避難指示解除の線量基準としての目安となります、除染の実施に際しては、その数値が達成されたらそれ以上一切行わないということではなく、可能な限り線量低減を図ってまいります。

(問)農地の除染について、土の剥ぎ取り後、客土の中に石や礫が多く混ざっているため営農再開に支障があったという話を聞く。そのようなことが起こらないように対応してほしい。

(答)<国回答>農地除染における除染方法及び引渡しプロセスについては、過去に改善の御要望をいただいたことも踏まえ、現在は、原則、農地除染完了時に地権者御本人等の関係者に立ち会っていただき、不具合がないか確認いただくようにしております。

また、客土材については、使用前及び敷均し後に石礫が混入していないことを確認しており、かつ、引き渡し時にも石礫の有無を確認し、石礫があった場合は除去するよう取り組んでおります。

### 【その他】

(問)帰還困難区域の土地については、除染されたとしても価値がつかないため国有化をしてほしい。

(答)町としては、ふるさとに帰りたいという住民の方が一人でもいらっしゃるのであれば、その方にご帰還いただくことが一番大切と考えているため、まずは、帰還したい住民の方が帰れるような仕組みをつくり、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(問)被災者生活再建支援金について、実際に解体を待っていると申請が遅くなる。解体対象となった時点で申請出来るようにすべき。

(答)<国回答>被災者生活再建支援法においては、自然災害により、住宅の半壊以上の被害を受けた世帯が、実際に「やむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った」場合に、全壊と同様の支援金の支給を行うこととされています。

このため、住宅が特定帰還居住区域に立地する場合であっても、住宅が現存している場合には、解体したとみなして支援金を支給することは困難です。

(問)帰還意向がなくとも家屋の解体を希望する方はいるはずなので、解体の希望があれば解体できる制度を作るべき。

(答)

<町回答>町として同様のご要望を多数いただいております。帰還意向の有無に関わらず希望される方の家屋の解体ができる制度の創設を引き続き国に要望してまいります。

<国回答>家屋の解体については、町からもご要望を頂いているところですが、まずは、帰還意向のある住民の皆様が1日でも早くご帰還いただけるよう、「特定帰還居住区域」制度を踏まえ、当該区域の避難指示解除に向けた取組の1つとして、区域内における家屋等の解体を進めてまいります。

そのうえで、残された土地・家屋等の扱いについても、引き続き町と協議を重ねつつ検討を進め、将来的な全域解除に向け、責任を持って取り組んでまいります。

(問)営農の実施までに相当の年数が経過することが見込まれるが、営農再開するためには、農機具や施設整備などを購入するための支援も必要。これに関し対応策はあるのか。

(答)<国回答>除染後の農地については、現在、双葉町を含む原子力災害被災地域での営農再開等に向けて、復興庁や、農林水産省にて、営農再開に必要な農業機械の導入や施設の整備等について支援をしております。ご活用にあたっては、町役場にご相談ください。

(問)井戸水・さわ水を生活利用(含飲用)していたが、帰還にあたり、水の供給及び水質の安全性は確保されるのか。

(答)<国回答>上下水道を始め、日常生活に必須なインフラの復旧は、避難指示解除の大前提です。飲用井戸の安全性についても、県が実施する水質検査等を通じ、御懸念の払拭に努めてまいります。